

四日市市告示第 1 2 0 号

四日市市研究開発マッチングセミナー支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 2 7 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市研究開発マッチングセミナー支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市研究開発マッチングセミナー支援事業補助金交付要綱（平成 2 1 年四日市市告示第 4 8 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（補助金の額及び補助率）</p> <p>第 3 条 補助金の額は、1 補助事業当たり <u>3 0 万円</u> を限度として、補助対象経費の合計額の 2 分の 1 以内とし、予算の範囲内とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（計画変更）</p> <p>第 6 条 申請者は、補助金交付の決定後に <u>補助事業等の目的、内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）</u> をしようとする場合又は <u>補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとする</u> 場合は、直ちに市長に四日市市研究開発マッチングセミナー支援事業補助金計画変更承認申請書（第 4 号様式。以下「計画変更承認申請書」という。）を市長に提出し、承認を受けなければならない。</p>	<p>（補助金の額及び補助率）</p> <p>第 3 条 補助金の額は、1 補助事業当たり <u>5 0 万円</u> を限度として、補助対象経費の合計額の 2 分の 1 以内とし、予算の範囲内とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（計画変更）</p> <p>第 6 条 申請者は、補助金交付の決定後に <u>補助事業の計画を変更しようとする</u> ときは、直ちに市長に四日市市研究開発マッチングセミナー支援事業補助金計画変更承認申請書（第 4 号様式。以下「計画変更承認申請書」という。）を提出し、承認を受けなければならない。</p>

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における20パーセント以内の変更をいう。

(補助金の評価)

第14条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

附 則

1 (略)

(有効期限)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

(事業評価)

第14条 市長は、当該事業に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正または廃止、その他適切な措置を講じるものとする。

附 則

1 (略)

(有効期限)

2 この要綱は、平成27年3月31日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

(商工農水部工業振興課)